

静岡県立大学環境安全委員会規程

平成19年4月1日 規程第37号

改正 平成24年4月1日、平成26年4月1日、令和5年4月1日

(設置)

第1条 静岡県立大学（以下「本学」という。）における排出物等の適正な管理及び処理を

推進し、良好な環境を保持するため、静岡県立大学学則第22条第1項の規定に基づき、本学に、静岡県立大学環境安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 廃水処理施設の管理及び運営に関すること。
- (2) 研究、実験等に伴って生ずる廃水その他廃棄物の排出に係わる環境管理及び運営に関すること。
- (3) 廃水処理施設から排出される水の再利用の方法及び実施計画に関すること。
- (4) 研究、実験等に使用する化学薬品の管理及び調査に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、排出物等の処理及び管理並びに環境の安全についての学長からの諮問に関すること。
- (6) その他環境の安全に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 薬学部及び食品栄養科学部の教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者各2人
- (2) 国際関係学部、経営情報学部及び看護学部の教授、准教授又は専任講師のうちから選出された者各1人
- (3) 消防法（昭和23年法第186号）第13条第1項の規定に基づく危険物保安監督者
- (4) 事務局長が指名する事務局職員1人
- (5) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第1号、第2号、第4号及び第5号の委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以

上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、

説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(専門委員)

第8条 専門的な事項を調査させるため、委員会に、専門委員を置くことができる。

2 専門委員に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

3 専門委員は、専門的な事項に関する調査が終了するまでの間存在する。

(教育研究審議会への報告)

第9条 委員長は、毎年度、委員会の審議状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に提出しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局で行う。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。